別表七㈠の記載要領等第四号㈣中「別表七(五)「８」」を「別表七(五)「10」」に改める。

別表七㈠付表五の記載要領等第１号中「限る。」の次に「次号⑵及び」を加え、同第11号を次のように改める。

２　「投資の額の累計額　⑶」の欄は、租税特別措置法施行規則第22条の12の２第２項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）に規定する特例対象投資累積額として記載された金額を記載すること。この場合において、次に掲げる場合に該当するときは、当該金額からそれぞれ次に定める金額を控除した金額を記載すること。

⑴　別表七(二)付表五「36の計」の欄に金額の記載がある場合　その記載された金額

⑵　租税特別措置法第66条の11の４第３項の規定により読み替えて適用する法第64条の７第５項の規定の適用がある場合　その適用を受ける又は受けた事業年度に係る各特例10年内事業年度（租税特別措置法第66条の11の４第４項に規定する特例10年内事業年度をいう。）ごとにイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額にハに掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額

イ　別表七(二)付表一「21」の金額

ロ　法第74条第１項（確定申告）の規定による申告書（ロ及びハにおいて「当初申告書」という。）に添付された別表七(二)付表五「28」の金額（既に当該通算法人の法第64条の７第９項の適用事業年度又は他の事業年度について法第64条の５第６項（損益通算）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合（ロ及びハにおいて「既に修正申告等があつた場合」という。）には、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（ロ及びハにおいて「直近修正申告書等」という。）に基づき別表七(二)付表五「28」の金額として計算される金額）から当初申告書に添付された別表七(二)付表一「５」の金額（既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき別表七(二)付表一「５」の金額として計算される金額）に当初申告書に添付された別表七(二)付表五「15」の割合（既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき別表七(二)付表五「15」の割合として計算される割合）を乗じて計算した金額を控除した金額

ハ　当初申告書に添付された別表七(二)付表五「33」の金額（既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき別表七(二)付表五「33」の金額として計算される金額）を当初申告書に添付された別表七(二)付表五「32」の金額（既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき別表七(二)付表五「32」の金額として計算される金額）で除して計算した割合（当該割合が１を超える場合には、１）

別表七㈠付表五の記載要領等第三号㈠中「別表七(二)付表五「６」」を「別表七(二)付表五「７」」に改め、同号㈡中「別表七(二)付表五「30の計」」を「別表七(二)付表五「36の計」」に改め、同第五号㈠を削り、同号㈡を同号㈠とし、同号㈢を同号㈡とし、同号㈣中

「「損金算入限度超過額
⑴－(この申告前の別表七(二)付表一「21の計」)－(別表七(二)付表二「16」)－(当該特例事業年度前の⑿)
（マイナスの場合は０）」」

⑾　を

「「損金算入限度超過額
⑴－(別表七(二)付表一「21の計」)－(別表七(二)付表二「16」)－(当該特例事業年度前の⑿)
（マイナスの場合は０）」」

⑾　に改め、同号㈣を同号㈢とする。

別表七㈡の記載要領等第四号㈢イ中「別表七(二)付表五「12」」を「別表七(二)付表五「13」」に、「第39条の23の２第７項第１号」を「第39条の23の２第８項第１号」に改め、同号㈢ロ中「別表七(二)付表五「12」」を「別表七(二)付表五「13」」に改め、同第七号㈠中

「「制限対象欠損金額
⑼－(⑮－⑾)
（マイナスの場合は０）」」

⑼　を

「「制限対象欠損金額
⑼－(⑮－(8))
（マイナスの場合は０）」」

⑼　に改め、同第十一号を削り、同第十号を同第十一号とし、同第九号を同第十号とし、同第八号中「(通算完全支配関係に準ずる関係等)」及び「(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)」を削り、同号を同第九号とし、同第七号の次に次の一号を加える。

８　支配関係事業年度以後の事業年度（令第112条の２第５項（通算完全支配関係に準ずる関係等）において準用する令第112条第５項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する対象事業年度に限る。）に災害欠損事業年度がある場合の「制限対象欠損金額　⑼」、「制限対象欠損金額　⑿」及び「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額
(⑮と⑱のうち少ない金額)　⑲」の各欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該災害欠損事業年度の別表七(一)「15の③」の金額を「⑮」の金額から控除して計算すること。